

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策21 多様な働く場の確保						
(1) 就業対策の充実						
雇用創出推進事業			有効求人倍率の上昇による人手不足や求人確保に対する企業側の意識の変化などに対応するため、公共職業安定所、商工会議所と情報共有を行う。また、企業訪問等の際に雇用に関する情報交換等を行い、必要に応じて就職フェアや面接会等を紹介することで地域経済の活性化と若者の地元就職・地元定着を図る。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	商工労働課
高年齢者就業機会確保事業			高年齢者が増加する中、働く意欲を持つ高年齢者の就業推進は、生活の安定、生きがいの向上、健康増進のために重要なものであるため、その活動を支援しているシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、高齢者の更なる活躍の場の創出を支援する。	R5以前 ～R13以降	5,339	商工労働課
地域職業相談室管理事業			公共職業安定所の再編に係る代替措置として国(ハローワーク宇部)と市が共同して平成21年4月6日から設置している地域職業相談室の管理を行う。令和6年度よりASKエアへ移転し、求人情報提供、職業相談、職業紹介等就職支援を行っている。	R5以前 ～R13以降	5,518	商工労働課
就業対策促進事業			市、ハローワーク及び商工会議所が連携して、本市独自の「就職フェア」及び「就職面接会」を開催する。地元の特化した就職説明会とすることで、地元企業の雇用確保を支援し、また、若者の地元定着を目指す。	R5以前 ～R13以降	30	商工労働課
雇用開発支援事業(サポート事業)			平成27年度から国の施策として、シルバー人材センターが人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する人材派遣事業を実施している。高齢者の新たな働く場の創出のため実施される当該事業へ補助金を交付し、高齢者の活躍の場の拡大を目指している。	R5以前 ～R13以降	3,300	商工労働課
(2) 職業能力の開発向上						
雇用能力開発支援センター施設維持管理事業			平成20年3月末をもって雇用・能力開発機構小野田駐在が事業を終了し、その後、市へと移管された施設。地域に開かれた職業教育・職業訓練の場として、利用者・利用団体のニーズに対応する施設としての体制整備及び環境整備を行う。	R5以前 ～R13以降	8,944	商工労働課
(3) 勤労者福祉の推進						
労働会館管理運営事業			勤労者及び市民の福祉の増進に資する施設として利用促進を図る。指定管理者制度を活用し、施設の運営・管理を行う。昭和56年3月建設	R5以前 ～R13以降	8,200	商工労働課
勤労福祉推進事業			中小企業の勤労者に対する共済制度や金融制度の普及・拡大を促進するとともに、勤労者団体の支援等を行い、勤労者の福祉の推進を図る。	R5以前 ～R13以降	4,475	商工労働課
基本施策22 企業立地の推進						
(1) 企業誘致の推進						
企業誘致推進事業	地域経済		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会(協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供。)との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R5以前 ～R13以降	10,823	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業	地域経済		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励金による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R5以前 ～R13以降	330,612	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業団地維持管理事業			企業団地内の行政財産(公園、道路、水路等)を適正に管理することにより、既存企業のアフターケアに繋げていく。 新山野井団地のかんがい施設については、平成6年に新山野井団地を造成する際に、旧山陽町は七日町自治会と新山野井団地内調整池を農業用水として利用するための協定を締結した。このため、調整池にポンプを設置し毎年5月～10月にポンプを動かして農業用水を供給している。しかしながら、施設も老朽化が進んでおり、ポンプが作動しないなどの不具合等も発生している。このため、施設の維持管理のため、必要な修繕等を行っていく。また、調整池の土砂も堆積しているため、管理道の草刈りを年次的に行い、土砂の撤去も行っていく。	R5以前 ～R13以降	3,207	商工労働課
小野田・楠企業団地インフラ等整備事業			企業が工業団地等に進出する際には、産業基盤整備のニーズが強いため、そのニーズに応えるための立地基盤の促進に努めるものである。 ◆水道加圧装置の設置(団地内での上水使用量が少量であるため、既存配水施設が利用できず、水圧が低い状況である。そのため、水圧を確保するため、水道加圧装置設置を行う。) ◆水道加圧装置の点検及び修繕(古いもので設置から10年経過しているため、定期的な点検及び修繕を行う。) ◆防火水槽の設置(団地内水道管の圧力が低いため、既存消火栓の出力に影響し、消防水利が確保できていないため、防火水槽を設置)	R5以前 ～R7	756	商工労働課
工業用水道施設整備事業			老朽化した工業用水道施設の更新	R5以前 ～R13以降	0	水道局

(2)産学官連携の推進

産学官連携推進事業		理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	商工労働課
-----------	--	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------	------	-------

基本施策23 商工業の振興

(1)商業振興支援の充実

商店街等活性化事業			商店街等の活性化を図るため、共同施設(街路灯、アーケード等)の整備やイベント開催に対して補助金の交付を行う。	R5以前 ～R13以降	5,090	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業	地域経済		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業者等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 【指定地区】小野田駅前商店街周辺、厚狭商店街周辺、旧セメント町商店街周辺、理科大周辺	R5以前 ～R13以降	2,000	商工労働課
商工会議所運営事業(小野田商工会議所・山陽商工会議所)			市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、商工会議所の運営経費等の一部を補助する。	R5以前 ～R13以降	10,107	商工労働課
創業支援事業	地域経済		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴奏支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R5以前 ～R13以降	7,200	商工労働課

(2)中小企業支援の充実

中小企業相談所補助事業			既存企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所(両商工会議所内に設置)による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,646	商工労働課
商工業振興事業			経済団体を支援することで、本市産業・経済を活性化させるとともに、中小企業者の健全な発展と育成を支援する。	R5以前 ～R13以降	80	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中小企業振興資金等融資事業			中小企業者等を対象とした低利で有利な融資制度の整備を行うとともに、制度の啓発に努める。また、当該融資制度の利用に際し、保証料を市が全額補給するなど中小企業者にとって利用しやすいものとしている。 融資制度の実施に関して、金融機関への預託金が必要である。	R5以前 ～R13以降	186,000	商工労働課
地域おこし協力隊による中小企業支援事業	地域づくり		市内の中小企業については、コロナウイルス感染症が終息した後も、物価や燃料費高騰等の影響を受け、その経営環境は厳しい状況が続いている。中小企業への支援については市と商工会議所で連携して対応しており、支援活動を強化するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、隊員を山陽商工会議所へ派遣する。	R8 ～R10	7,235	商工労働課
基本施策24 農林水産業の推進						
(1) 経営体の育成・確保及び経営基盤の強化						
経営所得安定対策事業			経営所得安定対策事業の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等を行う。	R5以前 ～R13以降	1,100	農林水産課
農業改良普及等事業			宇部地区農業改良普及協議会への負担金で、この協議会は山陽小野田市、宇部市、JA山口県が参加し、農業改良普及事業を行う他、農村青年、農業研究団体、生活改善グループ等の育成等を行っている。	R5以前 ～R13以降	264	農林水産課
やまぐち農林振興公社支援事業			やまぐち農林振興公社に対する賛助会費である。当公社は就農・就業の相談窓口であり、様々な支援策等を紹介し、相談から定着までの一貫した支援を市やJA等関係団体と連携して行っており、本市の青年等就農計画認定委員会の委員であり、青年等就農計画の認定を行う。また農地中管理機構として農地の集積等の業務も行う。	R5以前 ～R13以降	131	農林水産課
農業管理センター運営支援事業			農業管理センター運営に要する人件費への補助金で、農業管理センターは、山陽地区に設置されており、直接農業者の窓口となるだけでなく、市、農業委員会、県、国、JA等の関係機関が定期的に担い手の育成・確保、農業生産組織の育成等について協議している。	R5以前 ～R13以降	496	農林水産課
農地中間管理機構事業			農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業の実現のため、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積と集約化を図る。「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において令和5年度末を目標に担い手への集積率を概ね70%とすることとしているため、集積目標は70%とする。	R5以前 ～R13以降	450	農林水産課
担い手支援事業			担い手の育成・確保を図るため経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を支援する。 ○補助対象 農産物の生産、農業経営の開始または改善に必要な機械(10万円以上)・施設の取得に要する経費 ○補助金額 事業費の1/2 上限機械50万円・施設100万円(5年間の認定期間中に1回限り)	R5以前 ～R13以降	4,168	農林水産課
農業次世代人材投資事業			次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 なお、令和4年度に新規就農者育成総合対策(経営開始資金)が創設され、令和4年度から認定新規就農者として認定された者から適用される。	R5以前 ～R8	1,200	農林水産課
新規就農・就業者定着支援事業			新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、R3までは国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行う。R4以降は、4年間は国の雇用就農資金に単県事業を上乗せし、5年目分を延長して単県事業で支援する。	R5以前 ～R13以降	1,650	農林水産課
新規就農者支援事業	地域経済		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R5以前 ～R13以降	5,263	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家畜診療体制運営支援事業			主に家畜診療業務を行い、定期的な予防注射の接種を実施するなど適切な診療に努めている。また、飼養管理指導や家畜導入時の検査等も実施している。	R5以前 ～R13以降	1,427	農林水産課
中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業			協議会を通して、家畜法定伝染病及び伝染性疾病の発生予防とまん延防止を推進するとともに、家畜の改良増殖、受胎率の向上を図る。また、環境保全対策や担い手支援対策、耕作放棄地の保全対策として山口型放牧を推進する。	R5以前 ～R13以降	43	農林水産課
酪農振興補助事業			乳牛の資質の向上と酪農経営の安定を図る。	R5以前 ～R13以降	112	農林水産課
市有林整備事業			多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった適切な森林の取扱いを推進する。間伐については本数率にして30%以上、樹冠疎密度が間伐後5年で8/10以上となるように実施する。	R5以前 ～R13以降	4,660	農林水産課
森林経営管理事業			森林経営管理法に基づき、私人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林の内、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。また森林環境整備基金からの繰入金金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	R5以前 ～R13以降	14,018	農林水産課
森林環境譲与税事業			パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための国からの譲与税を森林整備や森林整備の促進に関する財源を基金により積み立てする。	R5以前 ～R13以降	14,018	農林水産課
再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会運営事業			本市で稼働している再生可能エネルギー発電所は、地域の未利用材由来の木質チップを燃料に発電しており、これにより、林業の活性化や森林整備の推進等、林業の健全な発展が図られている。事業の持続性・安定性の向上を図るため、協議会において基本計画を作成するとともに、本発電所が作成する設備整備計画を審査・認定し、認定後のフォローアップとして、計画の進捗状況の確認等を行っていく。	R7 ～R13以降	10	農林水産課
山口県林業協会支援事業			森林整備事業の推進のため、山口県林業協会に負担金を支払う。	R5以前 ～R13以降	38	農林水産課
山口流域林業活性化センター支援事業			山口・美祢農林事務所管内の区域における地域林業の活性化のため、木材生産、流通、加工体制の整備、林業労働力の育成確保、及び高性能林業機械の導入等、並びに森林の多様な利用について総合的かつ一体的に推進し、センターに負担金を支払う。	R5以前 ～R13以降	60	農林水産課
林業研究グループ支援事業			林業従事者等で結成する林業研究グループの活動を支援する。林業技術・経営の研究改善により林業経営の向上を目的とし、自主活動を実施する。また、都市部の市民との交流事業や小学生対象の森林学習体験などを展開している。	R5以前 ～R13以降	72	農林水産課
繁殖保護事業			水産物の安定供給の充実、漁獲高の向上を図るために種苗等の放流を実施する組織に対し、補助を行う。	R5以前 ～R13以降	280	農林水産課
種苗放流等支援事業			宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会が実施する種苗を放流する事業等の負担金であり、水産資源の回復及び水産物の安定供給の確保、さらに漁家経営の安定を図る。	R5以前 ～R13以降	1,200	農林水産課
内水面繁殖保護事業			鮎・ウナギ・モズガニ等の種苗購入費の一部を予算内で補助し、定期的な稚魚の放流を行うことで厚狭川の水産資源の回復を図る。	R5以前 ～R13以降	220	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
農業委員会事務			農地法等に基づく許認可事務のほか、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に積極的に取り組む。後継者の育成、農業者年金の普及等も積極的に推進する。年に一度の農業委員会だよりの発行などの情報提供活動を行い、農業情勢に対する農業者の意識の高揚を図る。農業委員研修を行い、識見の向上に努める。	R5以前 ～R13以降	12,578	農業委員会 事務局
農地利用最適化推進事業			農地利用最適化推進委員が農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に、積極的に取り組む。	R5以前 ～R13以降	5,729	農業委員会 事務局
地域計画推進事業			令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、市長部局(農林水産課)は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和5・6年度で策定こととなった。これを支援するため、農業委員会ではタブレットを活用して農業者の意向把握等を行い、目標地図の素案を作成した。令和7年度以降は「地域計画」及びその目標地図の変更を行うことから、引き続き地域での話し合いを進める。	R7 ～R13以降	ゼロ予算	農業委員会 事務局
漁業近代化資金利子補給事業			漁業者等へ漁業近代化資金を融資した当該金融機関に対して、市が利子補給を行うことで、漁業近代化資金の円滑な利用を促す。	R5以前 ～R13以降	13	農林水産課

(2)生産基盤の整備

県営農業競争力強化基盤整備事業(王喜東地区)			農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市埴生地区10haを含む54haの農用地について、下関王喜東地区として区画整理を実施する。	R5以前 ～R8	2,223	農林水産課
県営農業競争力強化基盤整備事業(郡・川東地区)			郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整備により、地域農業の中心的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。(整備予定面積:約26ha)	R5以前 ～R13以降	18,552	農林水産課
土地改良区等推進補助事業			土地改良区等が維持管理している排水機場等の土地改良施設の適正な運転を行うための維持管理費の補助を行う。高千帆土地改良区・後潟土地改良区・南高泊干拓農協・古開作土地改良区・山陽土地改良区・厚狭寝太郎堰土地改良区が対象になる。	R5以前 ～R13以降	27,483	農林水産課
小規模土地改良助成事業			地元から要望等のあった農業用施設の改修等について、単県事業等の要件に合わないものについて市の単独事業として実施する。	R5以前 ～R13以降	8,500	農林水産課
単市土地改良整備事業			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R5以前 ～R13以降	5,780	農林水産課
土地改良事業団体連合会支援事業			県内の土地改良事業を推進するために土地改良法第111条の3により、昭和33年に公法人として「山口県土地改良事業団体連合会」が設立された。県内のすべての市町が会員となって、国・県の補助を受けて土地改良施設維持管理適正化事業等を行う。	R5以前 ～R13以降	744	農林水産課
石井手頭首工改修事業(県営防災減災事業・河川応急)			石井手頭首工は、昭和42年に農業用水の取水堰として築造され、扉体の劣化・漏水に加え、ゲート操作が不完全状態にある。洪水時にはすぐに倒伏しなければ通水断面が不足し、周辺地域に湛水被害が及ぶと想定されるため、改修工事を実施する。	R5以前 ～R13以降	720	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
危険ため池改修事業	安全・安心		市内には、危険ため池に指定されたため池が7箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、改修を行う。	R5以前 ～R13以降	3,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業	安全・安心		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R5以前 ～R13以降	11,000	農林水産課
農業用ため池管理事業			農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、ため池の維持管理が義務化された。防災重点ため池等のうち、管理者不明箇所及び市所有箇所について、維持管理が必要になる。ため池の草刈り等を行うことにより、早期に危険な状態が確認できるため、年次的に維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	245	農林水産課
単市土地改良整備事業 (追加)			簡易な補修整備等、国や県の補助事業の要件を満たさない事業を実施することで農業施設等の整備を行う。	R5以前 ～R13以降	400	農林水産課
積算システム保守事業			土地改良事業、災害復旧事業の工事発注の際に、山口県土地改良設計積算システムを使用し積算を行っている。山口県土地改良事業団体連合会と委託契約し保守管理業務を行っている。	R5以前 ～R13以降	415	農林水産課
地方卸売市場管理事業			令和4年度より民間会社に市場施設を賃し付け、民間会社による市場運営を行っていることより、市は市場の施設整備及び維持管理のみを行う。	R5以前 ～R13以降	1,168	農林水産課
公用車更新事業			農林水産課でリース契約し管理している公用車2台が故障等の不具合により更新ができなくなった。R7年度に安全性を踏まえて、車両の新規更新リースでの契約を行う。	R5以前 ～R13以降	653	農林水産課
市有林・林道管理事業			林業作業の公道として適切な維持管理を行い、災害防止や土砂流出防止等の役割を果たす。また、市有林地の巡視、危険木伐倒除去を行い市有林の整備を行う。	R5以前 ～R13以降	1,374	農林水産課
森林災害対策事業			市有林造林地等における台風被害や山火事等による損害に対応するための保険に加入する。	R5以前 ～R13以降	526	農林水産課
有害鳥獣捕獲事業			農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を促進するため捕獲業務を山口県小野田地区猟友会、山口県山陽地区猟友会に委託しているが、近年、イノシシによる被害が多発しており、市街地で有害鳥獣の出没情報が多発している。それに伴い、捕獲事業での現地確認やわな設置、見回りの回数も増加するため、出勤回数等に見合った委託料とし、有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図る。	R5以前 ～R13以降	1,117	農林水産課
有害鳥獣捕獲奨励事業			増え続ける有害鳥獣による農作物被害防止を目的に捕獲奨励のため、令和元年度からイノシシの捕獲奨励金単価の引き上げを行った。さらには、近年増加しているヌートリアの捕獲に対しても奨励金の対象とし、被害防止に努めている。また、被害防止計画の捕獲計画数を達成できるよう見直しを行いながら捕獲を奨励していく。	R5以前 ～R13以降	2,312	農林水産課
有害鳥獣防護柵等設置事業			山林の荒廃がすすむ中、有害鳥獣による農作物被害が増加し、それを防止・減少させるための補助事業である。特に、イノシシの被害が多発しており、また民家等にまで出没していることから早急な対応が必要であるため、集落等に対して予算の範囲内で補助する。	R5以前 ～R13以降	1,000	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有害鳥獣対策協議会支援事業			鳥獣による農林水産物等への被害の軽減に資するため、山陽小野田市有害鳥獣対策協議会の運営費について補助しているが、被害防止計画に基づいてICTわなを購入(国交付金事業)することに伴い通信料を支払う必要がある。また、有害鳥獣捕獲時の追払備品の充実が必要であるため、協議会補助金を増額し、鳥獣被害対策を推進していく。	R5以前 ～R13以降	128	農林水産課
危険鳥獣対策事業			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が令和7年9月に施行され、クマ等の銃猟に関する制度の見直しがなされた。これにより、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、市町村長の判断により地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能となったため、緊急銃猟を実施する上で必要な体制を構築する。	R8 ～R13以降	30	農林水産課
漁港施設管理事業			市内の漁港について、維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	1,198	農林水産課
機構集積支援事業			農地法の規定に基づき、年1回、市内全域の農地利用状況調査を実施する。調査の結果、遊休農地と判定された農地には、耕作放棄地再生事業や耕作希望者への斡旋を行う。利用意向調査を行い、農地中間管理機構等への集積支援など、遊休農地の減少に向けた対策を講じる。	R5以前 ～R13以降	455	農業委員会 事務局
(3) 需要に応える生産力の強化						
地産地消推進補助事業			旬菜惑星推進協議会は、生産者、流通、加工関係者、消費者等が連携した地産地消の推進や、流通販売の活性化を通じた地域農産物の生産・需要拡大を図るために設置された組織であり、JA、県、市場、企業とともに推進する。	R5以前 ～R13以降	300	農林水産課
農林水産まつり補助事業			農業・林業・漁業の第一次産業が全て参加するイベントであり、安全・安心な農産物が求められる中、地元農水産物を知ってもらい、地産地消を推進する。	R5以前 ～R13以降	150	農林水産課
食品加工指導推進補助事業			平成18年に旧市町の生活改善実行グループ連絡協議会が合併し、山陽小野田市生活改善実行グループとなる。農業の担い手との交流や地産地消の推進、地場産農産物を利用した特産品の開発等による地域農業の活性化を図る。	R5以前 ～R13以降	18	農林水産課
野菜価格安定化事業			指定野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る。	R5以前 ～R13以降	50	農林水産課
魚食普及推進協議会支援事業			地区の魚食普及推進協議会の上部組織山口県水産物消費拡大運動推進協議会への負担金の一部を市が負担する。これにより、市内小中学校の給食材料(水産物)の一部を県協議会が負担する。	R5以前 ～R13以降	23	農林水産課
圏域内道の駅等連携農林水産物販路拡大プロジェクト			圏域内にある道の駅等の施設に連携市町の特産品コーナーを設置するとともに各施設で行うイベントの情報提供や広報誌等の配布により、圏内農林水産物の積極的なPR活動を展開し、圏域内での新たな販路の確保・拡大に取り組む。	R5以前 ～R13以降	50	農林水産課
基本施策25 観光・交流の振興						
(1) 観光・交流資源の整備・充実						
観光資源整備事業			市内最高峰(標高324m)の松嶽山は、展望台から厚狭市街・竜王山・瀬戸内海までの雄大な眺望が得られるとともに、近くには県指定文化財の「銅鐘」を擁している。これら観光資源への良好なアクセスを維持し、私有地(正法寺所有)を展望台用地として開放することで、魅力ある観光地づくりの推進に努め、観光客の増加を図る。	R5以前 ～R13以降	408	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きらら交流館再整備事業	魅力の発信		きらら交流館は、「道の駅」、「海の駅」が持つ業態イメージを活用し、当該施設の最大の魅力である様々な海辺財産を活かすため、新たな観光交流拠点『海辺の駅そらうみ』として、リニューアル工事を行う。 リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募し、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。令和5年度から令和6年度にかけて基本設計及び実施設計を実施し、令和7年度から令和9年度にかけて改修工事、外構工事を行い、令和9年9月のリニューアルオープンを目指す。	R5以前 ～R13以降	636,550	シティセールス課
きらら交流館運営事業		スマエジ	改修工事のため休館中のきらら交流館の維持管理を行う。観光交流拠点施設として、令和7年度から改修工事に入るため、令和7年4月に社会教育課からシティセールス課へ所管替えを行い、以後シティセールス課が維持管理を行う。	R7 ～R13以降	242	シティセールス課
産業観光振興事業			宇部市・美祿市とともに産業観光推進協議会を組織し、本市内で催行する産業観光バスツアーについて、企画・運営することにより、交流人口の増加を図る。また、ツアー中に必ずお土産品店を訪問するなど、産業観光のみならず本市内での観光消費額の増加につながるよう工夫する。 令和7年度からは、令和8年度のデスティネーションキャンペーンに向けて、当協議会と下関市が連携し、新たに特別版コースを造成している。	R5以前 ～R13以降	600	シティセールス課
山口県央連携都市圏域事業			山口県央連携都市圏域において、第2期ビジョンとして、圏域住民が誇りを持てる地域づくりと、おもてなしあふれる観光地づくりを一体的に行う「観光地づくり」を推進する。また、7市町に居住する子供が利用する施設の料金を減免することによる圏域周遊促進事業を実施し、圏域内の周遊促進を図る。	R5以前 ～R8	1,680	シティセールス課
山陽小野田名産品活用促進事業			山陽小野田観光協会に補助金を交付し、同協会内に設置している山陽小野田名産品推進協議会を通じ、名産品フェアの開催や関西山口県同郷会での広報宣伝活動を行い、名産品の認知度向上及び販路拡大を図るとともに、新たな名産品の発掘や認定に取り組んでいく。 令和8年度は、物産フェアなどのPRイベントに積極的に参加し、本市の名産品の認知度向上及び販路拡大を目指す。	R5以前 ～R13以降	121	シティセールス課
きららビーチ焼野管理事業			きららビーチ焼野の維持管理については山口県より市に管理委託されている。現在は市から指定管理者に管理委託している。この施設が安全かつ適正に管理されることで、安心かつ快適に利用できる。	R5以前 ～R13以降	200	土木課
きららビーチ焼野管理事業(臨時)			焼野海岸排水処理場は、焼野海岸(きららビーチ焼野)の水質保全のために周辺自治会の排水を集めて処理する施設である。 処理場の適正な管理のため、環境調査センターに水質調査(検査)を依頼しているが、令和7年度から水質調査を民間へ委託することで、適正な水質保全管理を実施する。	R7 ～R13以降	95	土木課

(2)情報発信・誘客体制の強化・充実

国際観光推進事業			山口県国際観光推進協議会(構成/国、県、市町、県観光連盟等62団体・企業と連携することにより、国外に向けて戦略的な情報発信を行い、外国人観光客の誘致を図る。	R5以前 ～R13以降	200	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業			山口県観光連盟と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、本市への観光振興を図る。 令和8年度は、山口デスティネーションキャンペーン等の絶好の機会を捉えて、戦略的なプロモーションや受入環境の整備を一層強化し、国内観光客やインバウンド需要の獲得につなげていく。	R5以前 ～R13以降	850	シティセールス課
観光物産宣伝事業			山口県物産協会(構成/市町、商工会議所、民間企業等287会員)と連携することにより、県内及び全国に向けて効果的な広報活動を行い、新たな販路拡大と市のPRを推進する。 山口県内で生産される物産の紹介、宣伝、斡旋等により本県物産の需要拡大を図るとともに品質の向上と新製品の開発を推進し、県産品の振興に寄与することを目的として各種事業を展開していく。	R5以前 ～R13以降	12	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
第二次山陽小野田観光振興プラン策定事業			観光分野に関する個別計画「山陽小野田市観光振興プラン」を上位計画である第二次総合計画の後期計画との整合を図り、新たに「第二次山陽小野田市観光振興プラン」として策定する。	R5以前 ～R8	90	シティセールス課
観光宣伝タイアップ事業 (デスティネーション)			自治体が全国のJRグループ6社と連携し、重点的かつ集中的に、観光宣伝や旅行商品の造成・販売の促進を行う。国内最大級の大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」の令和8年度秋の開催地として「山口県」が選出されたことから、当該キャンペーンを通じた、観光客の誘客促進及び地産品の認知度向上を図る。 また、デスティネーションキャンペーンを契機とした観光素材のブラッシュアップ、宣伝、誘客の取組による持続的な観光誘客に向けた基盤整備を実施する。	R7 ～R9	889	シティセールス課
観光協会運営支援事業			観光に関わる様々な人材が所属する山陽小野田観光協会の運営を経費的・人的に支援することを通じ、交流人口の増加を促し、観光振興を図る。当観光協会公式ホームページの充実を図るとともに、インスタグラム等のSNSを活用した効果的な情報発信に努め、市内への誘客促進を図っていく。また、ラジオや情報紙等での会員PRを行い、会員意義を見出していき、今後の組織強化に繋げていく。	R5以前 ～R13以降	2,332	シティセールス課
観光誘客宣伝事業			山陽小野田観光協会の情報発信経費について補助金を交付し、観光協会ホームページやSNS(フェイスブック、インスタグラム等)を活用した観光情報の発信や、県外イベントや旅行会社への売り込みに参加することで本市の観光資源の認知度向上及び観光誘客を図る。	R5以前 ～R13以降	300	シティセールス課
観光ボランティアガイド活動支援事業		スマエジ	山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。	R5以前 ～R13以降	50	シティセールス課